

第25回一都二県連合海区漁業調整委員会次第

日時：令和4年11月29日（火）午前10時30分から

場所：東京都島しょ農林水産総合センター3階会議室

（Web併用）

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 出席者紹介
- 4 議長選出
- 5 議事録署名人選出
- 6 議 事
 - （1）監視活動状況等の報告について（報告）
 - （2）東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止に係わる一都二県連合海区漁業調整委員会指示第16号（案）について
 - （3）委員会指示第16号の発出までの手続き等について
 - （4）次期会長海区について
- 7 その他

海ほたる禁漁区における違反船現認記録

1. 年度別集計(直近10年)

令和4年9月末日現在

年度	取締り回数				違 反 船								指 導 内 容				指 導 結 果			
					船 の 種 類				船 籍				海 上 指 導		後 日 指 導					
	東京	千葉	神奈川	計	漁船	遊漁船	PB・ヨット	計	東京都	千葉県	神奈川県	その他・不明	計	チラシ	口頭指導	文書	口頭	従う	従わず	逃げた
H25	1	34	6	41	0	1	9	10	2	3	0	5	10	1	4	0	0	5	0	5
H26	1	133	1	135	3	8	23	34	7	21	1	5	34	2	30	1	0	29	0	5
H27	1	144	2	147	7	7	59	73	25	39	1	8	73	11	65	0	0	59	2	11
H28	1	136	1	138	7	3	64	74	12	53	1	8	74	9	67	20	0	69	0	5
H29	1	113	1	115	1	13	29	43	8	30	0	5	43	11	37	7	0	40	0	3
H30	1	105	1	107	2	0	10	12	1	11	0	0	12	2	12	5	0	12	0	0
R1	1	47	1	49	0	1	8	9	0	7	0	2	9	0	9	0	0	9	0	0
R2	0	80	0	80	1	4	18	23	7	11	2	3	23	9	23	2	0	23	0	0
R3	1	90	1	92	3	4	22	29	4	22	2	1	29	13	19	0	0	24	0	2
R4	1	40	1	42	1	2	14	17	3	10	3	1	17	3	12	10	0	14	0	2

※ ()は陸上(海ほたる)からの監視で内数

※ H28の文書指導の件数には、周知文書の送付6件を含む。

2. 直近の累積違反件数(H31.3~R4.9)

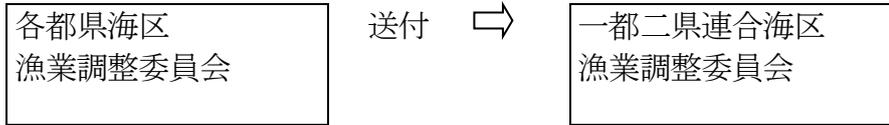
※ ①前期間(H31.3.1~R3.2.28)、②現期間(R3.3.1~R5.2.28)の通算累積違反回数

違反回数	隻 数
1	46
2	10
3	0
4	1
5~	0
計	57

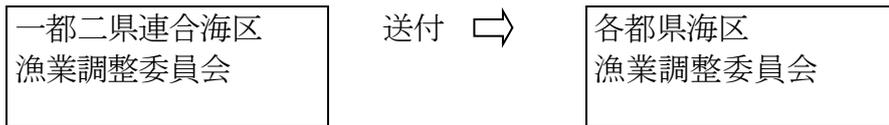
○ 委員会指示違反者に対する指導等（指導要領による）

毎月
(10日)

① 委員会指示の違反状況の記録等



② 一都二県連合海区事務局 「累積一覧表」 取りまとめ



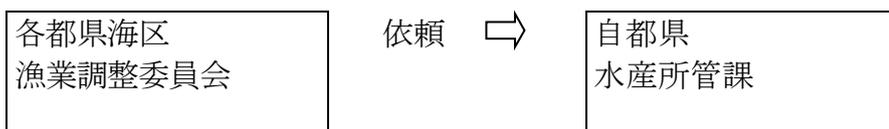
③ 違反者に対する指導準備 (船舶所有者)



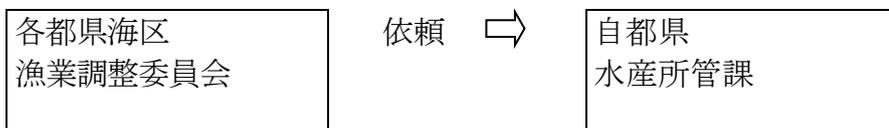
④ 指導文書の送付



⑤ 違反者の指導 (第2段階)



⑥ 違反者の指導 (第3段階)



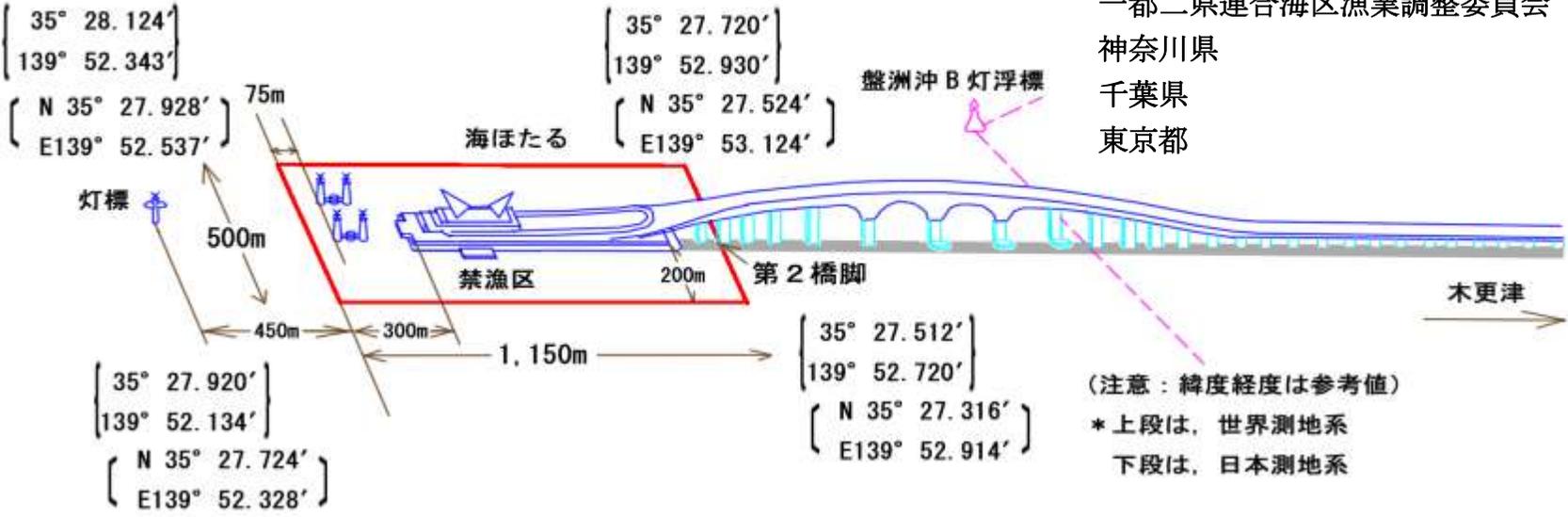
↓ 指導



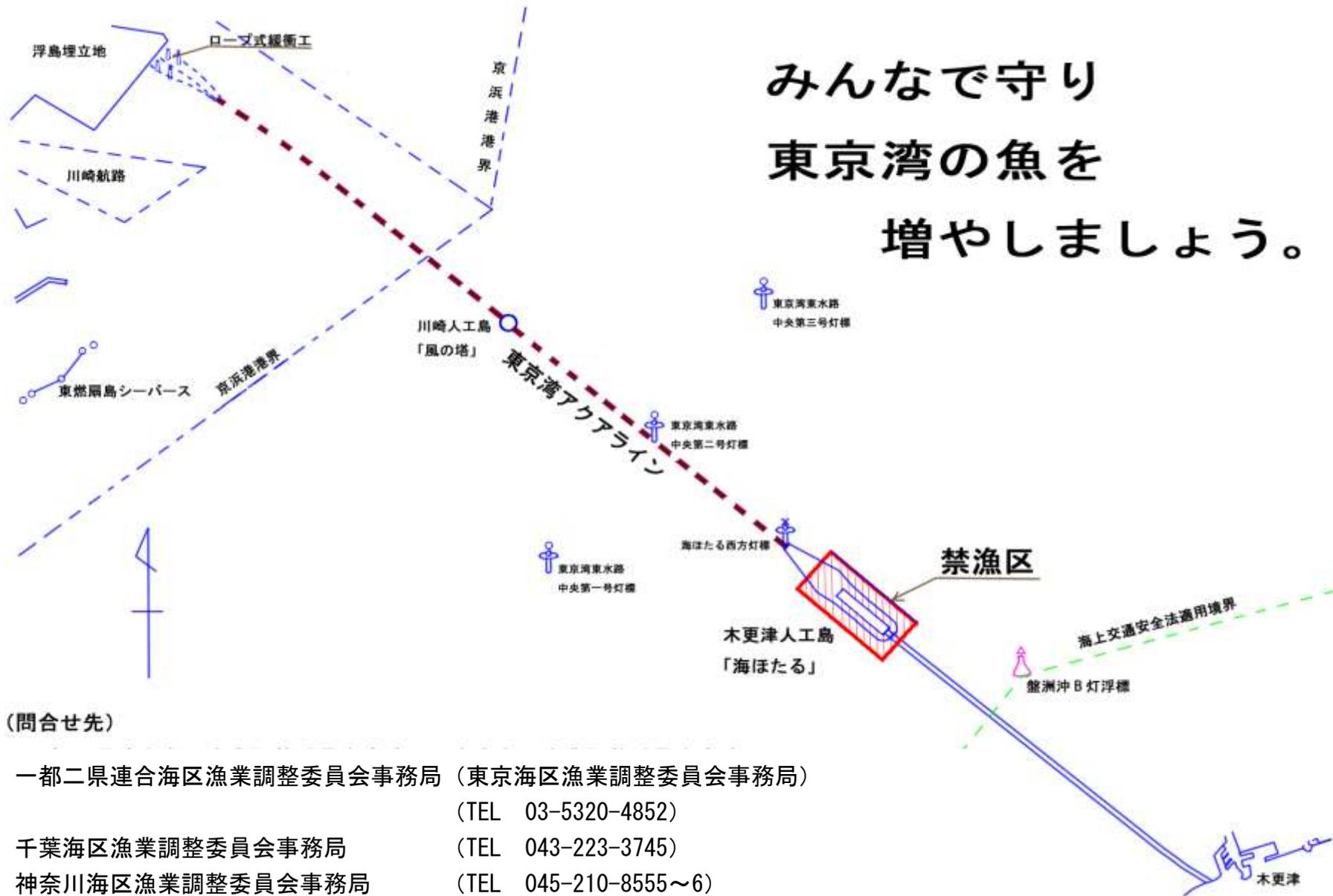
木更津人工島「海ほたる」周辺海域は禁漁区となっています

木更津人工島「海ほたる」の周囲は穏やかな斜面となっているため、魚類の産卵や稚魚の成育に適しています。そこで、水産動植物の繁殖保護を図るため、木更津人工島「海ほたる」の周辺海域を禁漁区としました。ここでは、漁業・遊漁とも、すべての水産動植物の採捕が禁止です。また、この禁漁区への遊漁の案内（船舶により乗客を案内して水産動植物を採捕させること）も禁止です。

令和3年2月19日
 一都二県連合海区漁業調整委員会
 神奈川県
 千葉県
 東京都



みんなで守り 東京湾の魚を 増やしましょう。



(問合せ先)

一都二県連合海区漁業調整委員会事務局 (東京海区漁業調整委員会事務局)

(TEL 03-5320-4852)

千葉海区漁業調整委員会事務局

(TEL 043-223-3745)

神奈川海区漁業調整委員会事務局

(TEL 045-210-8555~6)

※この禁漁区は、一都二県連合海区漁業調整委員会指示第15号により設定されたものです。

海ほたる禁漁区 魚群探知機調査結果

【目的】

○水産動植物の繁殖、保護を目的とした海ほたる禁漁区について、魚群探知機をもとに魚類の蛸集状況を調査する。

【調査方法】

監視委託船「金協丸」(H14, H15)及び千葉県調査・指導船「ふさなみ」(H16～)による監視の際に、図1の調査点において、魚群探知機反応を4段階(濃密:3、密:2、有:1、無:0)で記録した。

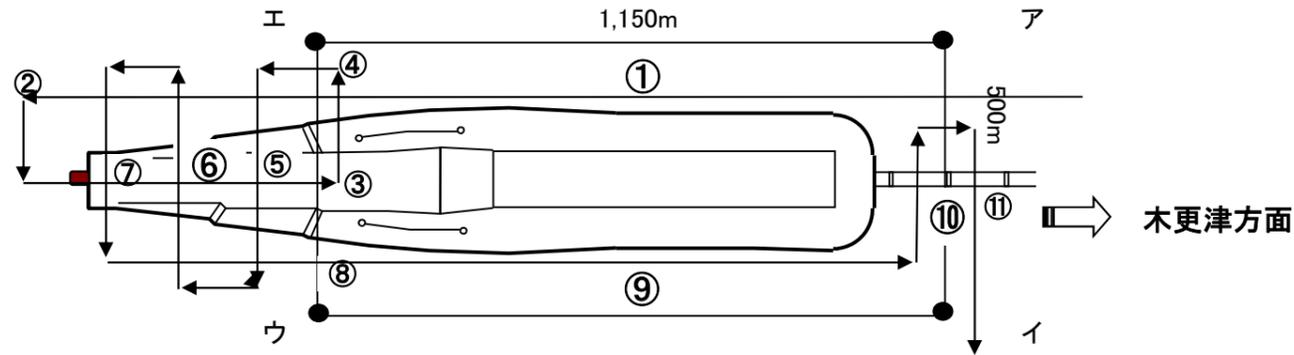


図1 調査点 (H26年度以降は4点で実施)

【調査結果】

表1 調査年度ごとの各調査点の魚群探知機の反応の平均値

調査年度	調査回数	調査点											平均
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
H14	14	0.7	0.4	1.9	0.9	0.9	0.6	0.4	0.9	0.9	1.0	0.4	0.8
H15	1	1.0	1.0	2.0	0.0	1.0	1.0	0.0	2.0	2.0	1.0	0.0	1.0
H16	29	0.3	0.0	0.3	0.3	0.8	0.5	0.5	0.3	0.2	0.3	0.4	0.4
H17	8	0.3	0.0	1.0	0.6	0.3		0.0	0.8	0.4	0.7	0.5	0.5
H18	16	0.2	0.6	0.8	0.4	0.6	0.2	0.3	0.1	0.1	0.2	0.0	0.3
H19	10	0.4	0.3	0.4	0.4	0.3	0.7	0.4	0.0	0.4	0.0	0.0	0.3
H20	7	0.3	0.3	1.4	0.4	0.8	0.6	0.4	0.8	0.7	0.3	0.3	0.6
H21	12	0.7	0.4	0.4	0.5	0.6	0.4	0.4	0.5	0.5	0.4	0.3	0.5
H22	6	0.7	0.4	0.4	0.5	0.6	0.4	0.4	0.5	0.5	0.4	0.3	0.5
H23	20	0.7	0.8	1.1	0.5	1.1	0.8	0.8	0.5	0.8	0.5	0.4	0.7
H24	11	0.3	0.6	1.0	0.2	1.0	1.0	1.0	0.4	0.8	0.5	0.7	0.7
H25	19	0.7	0.2	0.0	0.5	0.0	0.1	0.3	0.2	0.8	0.5	0.1	0.3
H26	44	0.8					0.7			0.6	0.3		0.6
H27	54	0.8					0.8			0.6	0.2		0.6
H28	52	0.8					0.9			0.8	0.3		0.7
H29	40	0.5					0.5			0.4	0.2		0.4
H30	43	0.8					0.4			0.5	0.1		0.4
H31	20	0.9					0.2			0.5	0.2		0.4
R2	50	0.5					0.6			0.5	0.1		0.4
R3	35	0.7					0.9			1.1	0.5		0.8
R4	12	0.5					0.9			0.8	0.4		0.7
平均	24.0	0.6	0.4	0.9	0.4	0.7	0.6	0.4	0.6	0.7	0.4	0.3	0.5

※ 調査を実施しなかった点は「空欄」とした。
※ R4は9月末までの集計

表2 令和2年度以降の調査日ごとの魚群探知機の反応

年度	調査日	調査点				平均	年度	調査日	調査点				平均
		①	⑥	⑨	⑩				①	⑥	⑨	⑩	
R2	5月8日	0	0	1	0	0.3	R3	4月9日	1	1	1	1	1.0
	5月11日	1	0	0	0	0.3		4月16日	1	1	2	1	1.3
	5月12日	1	0	0	0	0.3		4月21日			0	1	0.5
	5月14日	1	0	0	0	0.3		4月27日	1	1	1	1	1.0
	5月15日	1	0	0	0	0.3		4月30日	1	1	1		1.0
	5月18日	1	0	0	0	0.3		5月7日	1	1		1	1.0
	5月21日	1	0	0	0	0.3		5月12日		1	1		1.0
	5月22日	1	0	1	0	0.5		5月14日	1	1	1	1	1.0
	5月26日	1	1	0	0	0.5		5月18日	1	1	1		1.0
	5月27日	0	0	1	0	0.3		5月26日	1	1	1	1	1.0
	5月28日	1	1	1	0	0.8		6月1日	1	1	1		1.0
	5月29日	0	1	1	0	0.5		6月3日	1	1	1	1	1.0
	6月8日	0	1	1	0	0.5		6月8日	1	1	2	1	1.3
	6月18日	1	1	0	0	0.5		6月11日	0	1	1	0	0.5
	6月30日	1	0	0	0	0.3		6月18日	1	2	0	1	1.0
	7月20日	0	1	1	0	0.5		7月9日	0	1	1	1	0.8
	7月28日	1	0	0	0	0.3		7月13日	1	0	2	0	0.8
	8月6日	0	0	1	0	0.3		7月14日	0	0	2	1	0.8
	8月7日	1	1	0	0	0.5		7月16日	1	1	1	0	0.8
	8月11日	1	1	1	0	0.8		7月26日	0	0	2	0	0.5
	8月20日	0	0	1	0	0.3		8月5日	1	0	1	0	0.5
	8月21日	1	0	1	0	0.5		8月6日	1	0	0	1	0.5
	8月24日	1	1	1	0	0.8		9月2日	1	1	2	1	1.3
	8月26日	1	1	0	0	0.5		9月13日	1	1	1	0	0.8
	9月1日	0	1	1	0	0.5		10月19日	0	1	2	1	1.0
	9月2日	1	1	1	0	0.8		11月8日	0	0	2	0	0.5
	9月3日	1	1	0	0	0.5		11月17日	0	1	1	0	0.5
	9月4日	0	1	0	0	0.3		11月26日	0	1	1	0	0.5
	9月9日	1	0	0	0	0.3		12月3日	0	1	0	0	0.3
	9月14日	0	1	0	0	0.3		12月15日	0	1	0	1	0.5
	9月15日	1	1	1	0	0.8		1月11日	1	1	1	0	0.8
9月29日	1	1	1	0	0.8	1月14日	1	1	1	0	0.8		
9月30日	1	1	0	0	0.5	1月25日	1	1	0	0	0.5		
11月11日	0	1	0	0	0.3	3月4日	1	1	1	0	0.8		
11月12日	0	0	0	0	0.0	3月11日	1	1	1	0	0.8		
11月13日	0	2	1	0	0.8	平均	0.7	0.9	1.1	0.5	0.8		
11月24日	0	1	1	0	0.5	R4	4月6日	2	1	1		0.3	
11月25日	0	1	0	0	0.3		4月13日	1	1	1		0.3	
11月27日	0	0	0	0	0.0		4月18日	0	1	1	1	0.3	
12月2日	0	1	1	0	0.5		4月21日	0	1			0.3	
12月8日	1	1	0	1	0.8		5月9日	1	1	1		0.3	
12月9日	0	1	0	0	0.3		6月3日	0	1	1	0	0.3	
12月10日	0	0	0	0	0.0		6月17日	0	1	1	0	0.3	
12月16日	0	1	1	1	0.8		6月28日	1	1	1	1	0.5	
12月17日	1	1	1	1	1.0		7月5日	0	1	1	1	0.5	
12月25日	0	0	0	0	0.0		7月8日		0	0		0.0	
1月14日	1	0	0	0	0.3		8月1日	1	1	1	0	0.8	
1月15日	0	1	1	0	0.5		8月23日	0	1	0	0	0.3	
1月22日	1	1	1	0	0.8	平均	0.5	0.9	0.8	0.4	0.7		
2月1日	0	1	1	0	0.5								
平均		0.5	0.6	0.5	0.1	0.4							

○平成14年4月から令和4年9月末にかけて503回の調査を実施した結果、年度によりばらつきはあるものの、禁漁区内に魚類の蛸集を確認した。

一都二県連合海区漁業調整委員会指示第16号（案）

東京湾横断道路木更津人工島（以下「海ほたる」という。）周辺海域における水産動植物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和5年2月 日

一都二県連合海区漁業調整委員会
会 長 _____

（水産動植物の採捕及び遊漁の案内の禁止）

1 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域（以下「区域」という。）において、水産動植物の採捕をし、又は遊漁の案内（船舶により乗客を区域に案内して水産動植物を採捕させることをいう。）をしてはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究等の目的で行うものであって、一都二県連合海区漁業調整委員会が適当と認めたものについては、この限りでない。

ア 海ほたる北東の突角から84度48分（真方位による。以下同じ。）283メートルの点

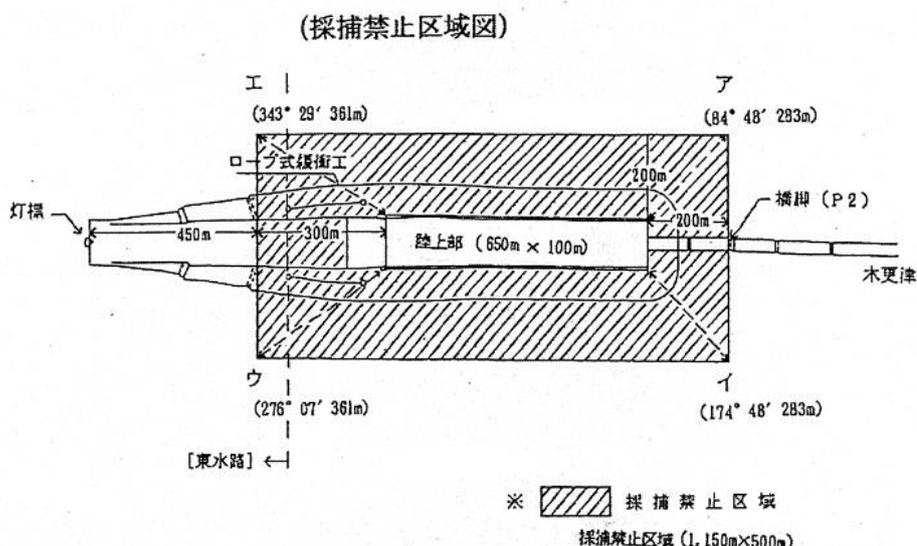
イ 海ほたる南東の突角から174度48分283メートルの点

ウ 海ほたる南西の突角から276度7分361メートルの点

エ 海ほたる北西の突角から343度29分361メートルの点

（指示の有効期間）

2 この指示の有効期間は、令和5年3月1日から令和7年2月28日までとする。



一都二県連合海区漁業調整委員会指示第16号発出までのスケジュール（案）

令和4年

○第25回一都二県連合海区漁業調整委員会

11月29日

・連合海区委員会指示第16号（案）の決定



○各都県海区漁業調整委員会

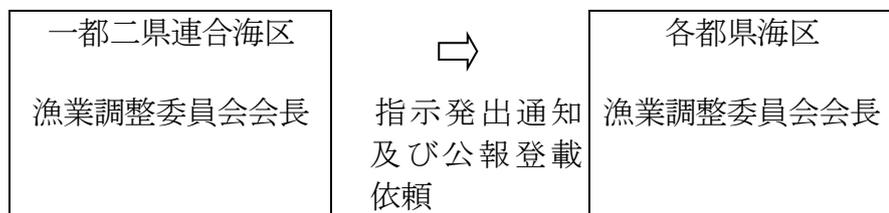
- ・連合海区委員会指示第16号（案）の了承
- ・連合海区委員会指示第16号（案）を海区委員会から海面利用協議会等に協議することの決定
- ・海面利用協議会等から、異議がないとの回答が得られた場合、連合海区委員会あて異議のない旨回答することの決定



令和5年

1月

○一都二県連合海区漁業調整委員会会長が
連合海区委員会指示第16号の決定



2月 日

○各都県公報登載予定

3月1日

○一都二県連合海区漁業調整委員会指示第16号の発出（予定）

● 一都二県連合海区漁業調整委員会 会長海区（事務局）

期 間	会 長（事務局）海 区	左の期間に発出した（発出を決定した） 委員会指示
平成 9 年 4 月 22 日から 10 年 2 月 28 日まで	千 葉 海 区 (庄 司 会 長)	1 号 平成 10 年 3 月 1 日から 11 年 2 月 28 日まで
平成 10 年 3 月 1 日から 11 年 2 月 28 日まで	東 京 内 湾 海 区 (三 田 会 長)	2 号 平成 10 年 5 月 16 日から 11 年 2 月 28 日まで * 1 号の指示を廃止し、採捕禁止区域 を縮小した委員会指示を新たに発出
		3 号 平成 11 年 3 月 1 日から 12 年 2 月 29 日まで
平成 11 年 3 月 1 日から 12 年 2 月 28 日まで	神 奈 川 海 区 (平 山 会 長)	4 号 平成 12 年 3 月 1 日から 13 年 2 月 28 日まで
平成 12 年 3 月 1 日から 14 年 12 月 17 日まで (委員会終了時まで)	千 葉 海 区 (外 記 会 長)	5 号 平成 13 年 3 月 1 日から 15 年 2 月 28 日まで * 指示期間を 2 年間に変更
		6 号 平成 15 年 3 月 1 日から 17 年 2 月 28 日まで
平成 14 年 12 月 17 日から (委員会終了後から) 16 年 12 月 31 日まで	東 京 海 区 (三 田、竹 内 会 長)	7 号 平成 17 年 3 月 1 日から 19 年 2 月 28 日まで
平成 17 年 1 月 1 日から 18 年 12 月 31 日まで	神 奈 川 海 区 (多 屋、福 本 会 長)	8 号 平成 19 年 3 月 1 日から 21 年 2 月 28 日まで
平成 19 年 1 月 1 日から 20 年 12 月 31 日まで	千 葉 海 区 (外 記、小 滝 会 長)	9 号 平成 21 年 3 月 1 日から 23 年 2 月 28 日まで
平成 21 年 1 月 1 日から 22 年 12 月 31 日まで	東 京 海 区 (竹 内 会 長)	10 号 平成 23 年 3 月 1 日から 25 年 2 月 28 日まで
平成 23 年 1 月 1 日から 24 年 12 月 31 日まで	神 奈 川 海 区 (小 山、渡 邊 会 長)	11 号 平成 25 年 3 月 1 日から 27 年 2 月 28 日まで
平成 25 年 1 月 1 日から 26 年 12 月 31 日まで	千 葉 海 区 (赤 塚 会 長)	12 号 平成 27 年 3 月 1 日から 29 年 2 月 28 日まで
平成 27 年 1 月 1 日から 28 年 12 月 31 日まで	東 京 海 区 (竹 内、有 元 会 長)	13 号 平成 29 年 3 月 1 日から 31 年 2 月 28 日まで
平成 29 年 1 月 1 日から 30 年 12 月 31 日まで	神 奈 川 海 区 (櫻 本 会 長)	14 号 平成 31 年 3 月 1 日から 令和 3 年 2 月 28 日まで
平成 31 年 1 月 1 日から 令和 2 年 12 月 31 日まで	千 葉 海 区 (塩 野 会 長)	15 号 令和 3 年 3 月 1 日から 5 年 2 月 28 日まで
令和 3 年 1 月 1 日から 4 年 12 月 31 日まで	東 京 海 区 (有 元 会 長)	16 号 令和 5 年 3 月 1 日から 7 年 2 月 28 日まで
令和 5 年 1 月 1 日から 6 年 12 月 31 日まで	神 奈 川 海 区 (予定)	

一都二県連合海区漁業調整委員会規程

(目的)

第1 一都二県連合海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、東京湾アクアライン海ほたる(東京湾横断道路木更津人工島)周辺における水産動植物の採捕制限に係る委員会指示について検討を行う。

(構成)

第2 委員会は、漁業法第147条第1項の規定により、以下の各海区漁業調整委員会(以下「三海区」という。)の委員をもって組織する。

- (1)千葉海区漁業調整委員会
- (2)東京海区漁業調整委員会
- (3)神奈川海区漁業調整委員会

2 委員の定数は、各海区4名づつとする。

3 委員会に会長及び会長代理を置く。会長及び会長代理は、委員が互選する。ただし、委員が会長及び会長代理を互選することができないときは、関係県の知事が協議のうえこれらを選任する。

(事務局)

第3 委員会に事務局を置く。事務局は、会長の所属する海区漁業調整委員会の事務局内に置く。

(議長)

第4 会議の議長は、会長がこれを行う。

2 会長代理は会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故のある時は、その職務を代理する。

3 会長及び会長代理に共に事故のあるときは、出席委員の互選により、会長及び会長代理が所属する海区の委員の中から臨時の議長を選任する。

(会議)

第5 委員会の会議は、会長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、会長及び会長代理が共に互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及び会長代理が共に事故のあるときの会議は、関係県の知事が協議のうえ、招集する。

3 会長は、委員の3分の2以上の者から、書面で会議の目的たるべき事項を示して委員会の会議を招集すべき要求があったときは、その要求があった日から7日以内に会議を招集しなければならない。

4 会長は、委員会の会議を招集しようとするときは、会議開催の日の7日前までに会議の日時、場所及び会議に付議する事項を三海区の会長に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときその他やむを得ない場合は、この限りでない。

5 三海区の会長は、前項の通知を受けたときは、必要に応じ、会議の日時、場所及び会議に付議する事項を関係者に通知しなければならない。

(欠席の届出)

第6 委員は、病気その他やむを得ない事情により会議に出席できない場合は、当該会議の開催時刻までに、その旨を会長に届け出なければならない。

(代理出席)

第7 委員会の代理出席は、各海区2名以内であって会長が必要と認めた場合に限るものとする。

(発言)

第8 委員が会議において発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

2 委員は、動議を提出することができる。

3 前項に規定する動議は、出席委員の過半数の同意がなければ議題とすることができない。

4 会議に出席を求められた利害関係人は、会議において委員の質問に応じ意見を述べることができる。

5 利害関係人の発言は、その意見を聞こうとする問題の範囲を超えてはならない。

6 議長は、利害関係人の発言が前項の範囲を超えたとき又は利害関係人に不穏当な言動があったときは、発言を禁止し又は退場を命ずることができる。

(採決)

第9 議長は、採決をしようとするときは、採決に付する事項を会議に宣告する。

2 議長は、採決したときは、直ちに可決又は否決の旨を宣告する。

3 採決の方法は、起立、挙手、投票又は簡易表決のいずれかを議長が適宜選ぶことができる。

4 議長は、簡易な方法で採決しようとするときは、付議した事項について異議の有無を会議に知らなければならない。

(議事録)

第10 議事録には、次の事項を記載し、議長及び議長が指名した2人以上の委員が署名しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 出席した専門委員の氏名及び利害関係人の氏名

(4) 議事事項及び報告事項

(5) 議事及び報告事項の概要並びに議決の結果

(6) 議事録署名人の氏名

(7) その他会長が必要と認める事項

(その他)

第11 この規定に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、会長が委員会にはかり、これを定める。

附 則

1 第5の1項及び2項の規定にかかわらず、第1回の委員会は千葉県知事が招集する。

2 この規程は、平成9年4月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年11月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。